

ボール盤、フライス盤を小起因物とする死亡災害事例（1999-2021年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 (小)	事 故 の 型	労働 者規 模
2021	2	14 ～ 16	災害発生当日、シリンダーブロックライン中のヘッド面仕上用フライス盤に、品質向上を目的とするパトライトを増設する作業が行われていた。フライス盤の運転を継続している状況において、被災者はフライス盤の裏側でパトライトに給電するための電線を通す作業を行っていたところ、フライス盤の加工部と連動して動作するカウンターウエイトと電線を支持する構造材の間に頭部をはさまれ死亡したものの。	11301	7	1000 ～ 9999
2021	12	8 ～ 10	ローラーコンベアに載せられ自動供給されるH鋼に、穴あけ加工を行うNCドリルマシンの操作を、被災者は一人で行っていた。この際に、被災者は何かしらの原因により、NCドリルマシンの穴あけ加工を行う加工部に左手を入れ、H鋼に穴あけを行うドリルに巻き込まれて被災したものの。病院に搬送され、心肺は回復したものの意識不明の状態が続いていたところ、後日死亡が確認されたものの。	11209	7	10～ 29
2020	4	18 ～ 20	横中ぐり盤のドリルを空転させていたところドリルの根元が破断した。破断したドリルの刃先が操作盤付近に立っていた被災者の頭部に飛来、接触し受傷、死亡したものの。	11301	4	10～ 29
2019	4	8 ～ 10	横フライス盤を使用した加工作業において回転部分に衣服が巻き込まれ、被災者の体が回転して複数回機械にたたきつけられた。	11301	7	1～9
2019	12	14 ～	成型加工工程に使用する横中ぐり盤の暖機運転中、被災者は成型対象部材の取付状況の確認等の加工工程前段階における一連の準備作業を行ってい	11301	7	10～

		16	たところ、回転中の主軸に手腕等の身体の一部が接触し、巻き込まれ死亡したものの。			29
2018	12	14 ～ 15	工場内において、直立ボール盤の主軸に作業服の襟とエプロンが巻き込まれて、被災労働者の首が絞まり、窒息し、死亡したものの。	11209	7	1～9
2016	3	14 ～ 15	被災者は、鋼製部品の内面に肉盛り溶接を施した箇所の凹凸面を滑らかに仕上げるため、スロッター加工機（立削り盤）を運転し、切削加工を行っていたとき、加工範囲が特殊であったことから、当該鋼製部品の上面側より、切削加工の状態を立位の姿勢で見下ろしながら目視で確認していたところ、下降してきたラム（切削工具を取り付けた往復運動する部分）の下面と鋼製部品の上面との間に頭部をはさまれ被災した。	11209	7	30～ 49
2016	3	10 ～ 11	被災者は、第一種圧力容器の缶体のフランジ加工を行うため、フライス加工機の加工台に缶体を固定する作業を単独で行っていた。缶体の固定作業中、被災者は何らかの理由で加工台の上に置かれた缶体と缶体を挟み込む治具（半自動バイス装置）との間に上半身を入れて作業をしていたところ、頭部が缶体と治具との間にはさまれ、はさまれた状態の被災者が同僚に発見された。	11301	7	50～ 99
2014	9	14 ～ 15	金属加工後、エンドミルに付着した切削油を払おうと、フライス盤の回転数を上げたところ、エンドミルが外れ、付近を通行していた被災者の頭部に当たった。	11301	4	100 ～ 299
2013	6	20 ～ 21	夜勤シフトで作業中の被災者は、同社で使用する横形マシニングセンタのツールチェンジ機構の修理のため機械内に入り、一人作業を開始。マシニングセンタに装着された刃部が右側頭下部に刺さり、死亡した状態で発見された。尚、被災の瞬間を現認したものはいない。	11502	3	100 ～ 299
2013	5	8 ～ 9	両頭側面フライス盤による金型プレートの切削加工を行っていたところ、同フライス盤端のフレーム部分と可動中の主軸に挟まれ、窒息死した。	11209	7	10～ 29
		17	工作機械用の土台にラジアルボール盤で穴を開ける作業を行っていたとこ			

2013	12	～	ろ、作業着の左袖部分がドリルに巻き込まれ、左腕が肩部から切断した。	11301	7	30～ 49
	18		尚、ドリルの回転速度は毎分180回転であった。			
2013	4	15 ～ 16	被災者は、ラジアルボール盤で金型を加工するため、天井クレーンを使用して金型を吊り上げ、当該ボール盤のテーブルに移動させようと作業していたところ、当該ボール盤が倒れ、被災者が下敷きになった。当該作業は被災者が単独で行っており、災害状況を現認した者はいないが、当該ボール盤が倒れる音がしたため、付近の労働者が駆け付けた際、既に被災者は下敷きになっていた。	11301	6	50～ 99
2012	1	～	マシニングセンタ（数値制御工作機械）を使用し、食品計量器用アルミニウム部品を切削加工中、異音がしたため同僚労働者が駆けつけたところ、機械の内部で、自動工具交換機のアームの先端が右側頭部に刺さった状態の被災者を発見した。直ちに救急搬送したが、頭蓋骨陥没骨折、脳挫傷にて死亡した。	11302	7	1～9
2012	1	18 ～ 19	横中ぐり盤を使用し、金属製架台（ブラケット）を加工中、主軸に取り付けられた研削部分に作業服（腰部）が巻き込まれ、主軸の回転に合わせて身体が回転した。同僚労働者がこれを発見し、主軸の回転を止めて被災者を救助したが、救急搬送先の病院で内臓破裂により死亡した。	11302	7	10～ 29
2010	2	7 ～ 8	船体部品の穿孔作業を行う際に使用する横中ぐり盤（NCによる自動機）の暖気運転中、前日の加工状況を確認するためドリル付近に近づき、右腕がドリルに巻き込まれ、ドリルに衣服が巻きついたまま全身が回転し、設備下部のカバーに足を打ち膝下が粉碎飛散したもの。冬場の暖気運転は30分程度要するため、始業時間である8時からの作業に間に合うよう、機械の運転を開始するが、作業は開始していない。なお被災時工場内には誰もおらず被災状況の目撃者はいない。	11302	7	10～ 29
2009	2	14 ～ 15	工場内において、フライス盤で金属製品（スラストパット）を加工中、当該機械の回転軸に巻き込まれた。	11002	7	50～ 99

2009	11	8 9	油圧シリンダーヘッドの部品のフランジをラジアルボール盤の台に治具等で固定し、当該ボール盤の刃を交換し終えたところで、反時計回りに回転している当該ボール盤の刃に被災者が作業服ごと巻き込まれ、被災者は体を回転させられながら、当該ボール盤設置箇所正面の床に仰向けに倒れた。被災者は翌日死亡した。	11301	7	50～ 99
2007	3	10 11	工場内で車両系建設機械用の旋回テーブルを架台に固定してラジアルボール盤にて直径18mmの穴を8箇所あける作業中、架台上を被災者が移動しようとして左足をあげた際、着ているつなぎ服の裾が回転しているドリルの刃に接触し、全身が巻き込まれた。	11301	7	50～ 99
2006	6	10 11	被災者はマシニングセンターを使用するセラミックの穴あけ加工前の段取りを行っていた。被災者はチャック（刃の取り付け箇所）に、測定器をとりつけ、測定器の先端を固定した被加工物に接触させ、手でゆっくり回しながら、被加工物の形状を測定していた。その最中に機械が起動し、高速回転したことにより、測定器具が飛び出し、被災者に激突した。	11201	4	30～ 49
2006	2	8 9	ドリルミルチャック製造工程において、被災者が自動運転しているマシニングセンタの配電ボックスとテーブルとの間に立ち入ったところ、テーブルが配電ボックスに接近し、被災者がはさまれた。なお、被災者は、マシニングセンタから出た廃油（マシニングセンタ下の容器に自然に溜まる構造となっている）をバケツに移す作業をしていた。	11301	7	100 ～ 299
2005	9	16 17	横中ぐり盤にて製品の穴あけ作業を行っていたところ、スピンドル部に巻き込まれた。	11301	7	30～ 49
2005	1	15 16	土木用機械の部品の加工のため、ボール盤を使用して穴あけ作業を行っていたところ、ボール盤の回転する刃物の巻き込まれた。	11301	7	1～9
2005	2	10 11	鍛造機の部品加工作業において、作業を中断した際に回転している中ぐり盤の歯部に巻き込まれた。	11209	7	10～ 29

2003	11	16 ～ 17	中ぐり盤で加工中に、回転しているバイト部分に右袖を巻き込まれて体が回転し、機械に激突して右足を切断、左足を複雑骨折した。	11301	7	30～ 49
2003	2	14 ～ 15	機械部品を中ぐり機を用いて加工する作業において、加工を終えた部品の穴の切り粉をエアガンを用いて飛ばす際に、誤って中ぐり機の刃の回転軸に巻き込まれ、体全体が回転し周囲に打ちつけられた。	11209	7	10～ 29
2003	1	9 ～ 10	船舶用部品を中ぐり盤で加工するため、準備作業として中ぐり盤のテーブル上の部品を固定しようとしているときに、回転していた中ぐりバイトに巻き込まれた。	11301	7	1～9
2002	4	9 ～ 10	ボール盤を使用して金属板の穿孔作業中、穿孔していた金属板の「切りこ」が作業服の裾口に引っ掛かりボール盤に巻き込まれた。	11301	7	1～9
2002	3	16 ～ 17	縦95cm、横60cm、高さ25cmの鉄骨を主軸53.7cmのラジアルボール盤で加工中、右足のズボンの裾をボール盤に巻き込まれ、回転しながら付近にあった鉄骨等に全身をぶつけた。	11209	7	10～ 29
2001	6	16 ～ 17	NC中ぐり盤で原子力発電所に使用する扉の部品を加工中、ドリルアーバー軸(ドリル工具と機械本体をつなぐ軸)に作業服(右手部)が工具固定用ネジ(約8mm程度突出)に引掛かり巻込まれた。	11209	7	10～ 29
2000	2	7 ～ 8	点検のためフライス盤を動かしていたときに、フライス盤のフレームとテーブルとの間に頭を挟まれた。	11209	7	30～ 49
2000	4	13 ～ 14	NCオートドリルマシンで長さ6.5mのH鋼の穴あけ作業中に、H鋼が飛び出してきてオペレーターの背中に激突したため、H鋼とともにローラー台に乗り上げてH鋼とローラー台との間に腰から下肢にかけて挟まれた。	11209	7	1～9
1999	11	9 ～ 10	工場内において産業用車両のフレームに28ミリメートルのドリルで穴あけを行うため、脚立上で作業を行っていたところ、ドリル本体が回転し、その反動で脚立と共に転倒し頭部を打撲した。	11509	1	1～9

1999	2	10 ～ 11	NC横中ぐり盤で鋳物の切削加工を行っていたときに、回転している中ぐり盤の刃物に服が巻きこまれ、刃物の回転と共に身体を回された。	11301	7	1～9
1999	2	10 ～ 11	ボール盤に直径32ミリ、長さ38.5センチ、刃の部分10.9センチのドリルを取り付け、重さ6.5キロの矢じり形ステンレス鋼板に穴をあける作業を行っていたところ、右手にはめていた軍手が回転するドリルに巻き込まれた。	11301	7	10～ 29

2021年、2020年の事例は新型コロナ罹患を含む。2011年の事例は東日本大震災による労働災害を含まない。

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.html(職場のあんぜんサイト)

[小起因物別の死亡災害事例（1999-2021年）](#)に戻る。

(参考) [労働災害の分類の概要](#)